

ヤード環境対策検討会報告書（骨子案）

1 はじめに

一部地域で、廃棄物処理法の規制対象外である金属スクラップ等の不適正な保管や処理に起因する騒音や悪臭、公共水域や土壌の汚染、火災等が報告されている。このような生活環境保全上の支障を防止するため、環境保全対策について検討を行った。

2 現行規制

（１）廃棄物の定義

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの。

廃棄物に該当するか否かは、①物の性状、②排出の状況、③通常の手扱い形態、④取引価値の有無、⑤占有者の意思の各種判断要素の基準により総合的に判断するものとされている。

（２）有害使用済機器の定義

使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの。家電４品目、小型家電 28 品目。

（３）有害使用済機器の保管基準

囲いの設置、保管の場所に係る掲示板、保管高さ、土壌・地下水汚染防止、飛散・流出に関する必要な措置、生活環境の保全、火災・延焼防止、公衆衛生の保全等。

3 ヤードの実態

（１）有害使用済機器保管等届出制度の状況

有害使用済機器保管等届出制度における届出件数は、昨年調査時の 547 件から 65 件増加し、612 件の届出がなされていた。生活環境保全上の支障の発生状況は、22 の事業場において計 24 件であった。

（２）再生資源物の保管に関する事業場の状況

ア 再生資源物の保管等事業場数

再生資源物の保管等事業場数は、3,260 件で、そのうち、関東地方は 2,019 件であった。生活環境保全上の支障の発生状況は、165 の事業場において計 211 件であった。

イ 再生資源物保管等事業場における廃鉛蓄電池と廃リチウムイオン電池の取扱状況

廃鉛蓄電池の解体、精錬によって、排水の鉛の環境基準超過や悪臭の発生等の生活環境保全上の支障が生じている。廃リチウムイオン電池を原因として、火災が発生している。

（３）再生資源物保管等事業場の規制について

再生資源物保管等事業場に対する条例を制定していると回答した自治体数は 129 の内 12 であった（関東地方：7 条例）。90 以上の自治体が、条例制定よりも国レベルの法制度による規制を要望している。

（４）法制化に向けた意見

許可制導入意見は自治体数 129 の内 56、届出制継続かつ対象品目の拡大意見は 40、許可制導入に消極の意見は 10 である。

4 自治体及び事業者団体の意見

(1) 届出制度が十分に機能しているか。

現行制度は事業者に対して実効性が期待できない。届出制度が十分に機能していない可能性がある。

ア 許可制導入に関する意見

届出制のままでは事業者への指導に限界があるため、許可制とすることで、権限を強化し実効性を高める必要がある。

イ 届出継続に関する意見

許可制度は過剰規制になるため、まずは従来の届出制度により事業者の情報を収集し、指導を可能にすべき。

ウ 新たな法規制に関する意見

有害使用済機器も含めて、資源循環促進のためにヤード対策を含めた別の法体系が必要である。

(2) 有害使用済機器の範囲は十分か。

ア 対象品目を指定する制度では抜け穴が多い。電子部品を含む機械全てに規制をかける等、包括的に規制をかけるべきである。

イ 金属、プラスチック等の生活環境に影響を及ぼすような物まで規制範囲を広げる必要がある。

(3) 廃鉛蓄電池等の解体に伴う生活環境保全上の配慮は十分か。

ア 鉛蓄電池の解体・精錬に伴う生活環境保全上の支障事例

(ア) 鉛蓄電池の解体によって生じた廃液が場外に流出し、排水から環境基準を超える鉛が検出された。精錬時の悪臭や処理水基準（鉛）の超過が認められた。

(イ) 不適正ヤード業者にて、解体処理による希硫酸等の流出で周辺に生活環境保全上の支障を引き起こしている可能性がある。

イ 廃リチウムイオン電池の処理に伴う生活環境保全上の支障事例

廃リチウムイオン電池の破損によって、発火につながる可能性がある。

(4) 不適正輸出を防ぐ仕組みとして更なる検討が必要か。

廃鉛蓄電池から取り出された巢鉛等を、バーゼル法に基づく輸出手続なしに不適正に輸出しようとした事例が確認されている。

5 ヤード環境対策における取組の基本的方向性

(1) 有害性の観点を踏まえた規制のあり方を検討してはどうか。

(2) 規制対象物品の包括的な指定を検討してはどうか。

(3) 有害性の高い機器（廃鉛蓄電池等）の解体を行うための基準等を定めてはどうか。

(4) 不適正輸出を防ぐ仕組みとして国内での解体を優先する制度を検討してはどうか。

6 おわりに

本検討会では、現行の有害使用済機器保管等届出制度の運用状況を踏まえ、国内のヤードにおける金属スクラップ等の保管等に関する規制のあり方を取りまとめた。今後、中央環境審議

会循環型社会部会廃棄物処理制度小委員会において、本報告書を踏まえた制度的措置を検討していくこととする。